

平成 30 年改正弁理士法の施行状況

1. 平成 30 年弁理士法改正の経緯

「未来投資戦略 2017」(平成 29 年 6 月閣議決定)や「知的財産推進計画 2017」(平成 29 年 5 月知的財産戦略本部決定)により、第四次産業革命が進展する中で知的財産制度の在り方について検討を行うこととされたことを受けて、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において法制的な課題の検討が行われ、平成 30 年 2 月に、その結果を取りまとめた報告書「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて」が公表され、改正の方向性が示された。

また、産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会においては、「未来投資戦略 2017」において「データの不正な取得・使用・提供の禁止、(中略)知財と標準に関わる弁理士の役割等に関し、次期通常国会での法案提出を含め、必要な措置を講ずる」とされたことを受け、データ関連業務及び標準関連業務への弁理士の関与の在り方について検討が行われ、平成 30 年 2 月に報告書「標準・データに係る業務への弁理士の関与の在り方について」が公表され、改正の方向性が示された。

今般の特許法等の改正は、これらの報告書の内容に基づくものであるが、インカメラ手続の拡充を不正競争防止法(平成 5 年法律第 47 号)においても措置することとしたことや、弁理士の業務に不正競争防止法に新たに設けられるデータ類型に係る業務、そして標準規格の案の作成に関与等することが追加されたこと等から、不正競争防止法及び工業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)の改正と併せて改正が行われることとされ、「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」として平成 30 年 2 月 27 日に閣議決定され、同日に第 196 回通常国会に提出された。同法案は、5 月 23 日に可決・成立し、5 月 30 日に「平成 30 年法律第 33 号」として公布された。なお、弁理士法関係についての施行日は、令和元年 7 月 1 日である。

2. 平成 30 年弁理士法改正の概要・施行状況

(1) 改正の概要

①データ関連業務の追加

不正競争防止法の改正により、業として特定の者に対して提供される一定のデータ（以下「限定提供データ」¹という。）が新たに同法の保護対象とされ、限定提供データに関する不正取得等が新たに不正競争として規定された。

技術上の情報を営業秘密又は限定提供データのいずれで保護するかは、その情報を秘密として管理し内部でのみ利用するか、そうではなく外部提供を予定しているかなど、情報の利用態様により判断される。また、限定提供データに係る不正競争の行為態様は、営業秘密に関する不正競争の行為態様と同様であるほか、措置される救済措置も同様である。

これに鑑みれば、企業が情報の保護について外部人材に依頼するに当たっては、その情報を営業秘密又は限定提供データのいずれで保護するかといった保護形態の在り方も含め依頼することとなる。また、当初は営業秘密として保護していた情報を、後に限定提供データとして活用していたところ、その情報が不正利用された場合、その客体が営業秘密又は限定提供データであるかによって、訴訟上外部人材が関与できるか否かの扱いが変わることは当事者にとって不都合である。

したがって、既に「技術上の秘密」に係る不正競争に関与することができる弁理士が、限定提供データのうち「技術上のデータ」に係る不正競争についても関与できるようにすることが必要である。

以上を踏まえ、「技術上の秘密」を対象としている保護相談業務、契約業務及び紛争解決業務について、その対象に、限定提供データのうち「技術上のデータ」を追加することとした。【改正弁理士法第2条第5項、第4条第3項】

②標準関連業務の追加

第四次産業革命の進展に伴い、分析可能なデータ量の飛躍的増大に伴うデータの利活用の促進や、戦略的な市場確保の観点から知財戦略と標準化戦略の一体化が、我が国の産業政策の重点分野となっている。

こうした中、自社内に専門的な人材を抱えることが困難な企業からは、知的財産に関する専門家である弁理士が、その企業の標準化活動を支えることが期待されている。具体的には、弁理士に、知的財産及び標準に係る戦略の策定に関する相談に応じることや、例えば、企業からの標準規格提案の作成を支援する、利害関係者との交渉の際に妥協点を企業へ提案するといった形で、企業による標準規格の案の作成へ関与し又は企業からの相談に応じることが期待されている。

企業による標準規格の案の作成へ関与し、又は企業からの相談に応じるとい

¹ 携帯電話の位置情報データなど、事業者間の流通によってサービスや製品の付加価値の向上等が期待されるデータ。

った業務（以下「標準関連業務」という。）は、一般に誰もが自由に行うことができる業務である。そのため、改正前の弁理士法の下においても、弁理士は、こうした標準関連業務を行うことはできる。しかしながら、知的財産及び標準に係る戦略は、その企業の事業戦略とも密接に関連するものであるため、企業が安心して弁理士に標準関連業務を依頼するに際しては、企業秘密が漏えいしたり、ライバル企業が有利な取扱いを受けたりするような事態を防止する措置を講ずる必要がある。そこで、標準関連業務を弁理士法に明確に位置付け、秘密保持義務や利益相反に該当する業務を行い得ない事件等の弁理士法の各規定の適用対象となることを明確にすることが必要である。

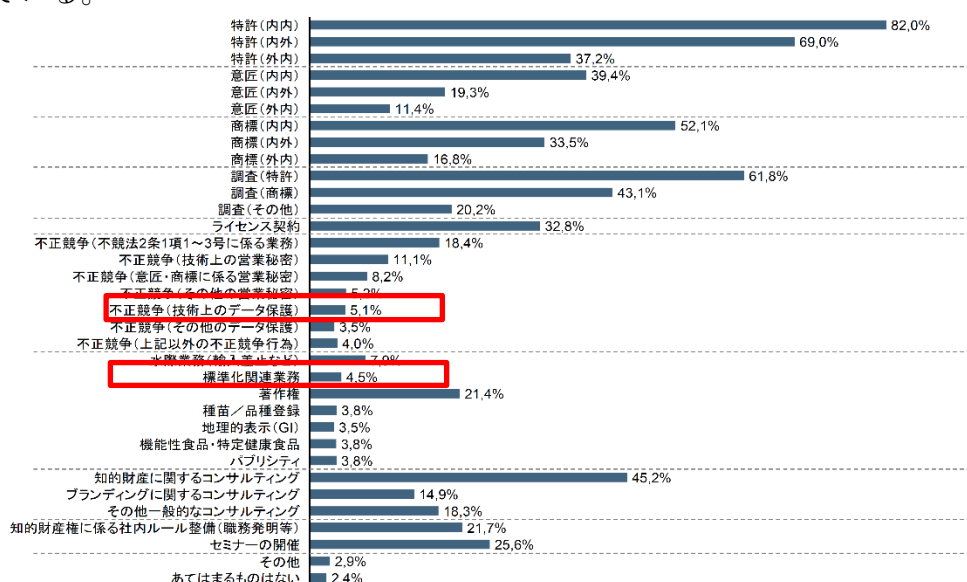
以上を踏まえ、弁理士が、その名称と責務の下で、標準規格の案の作成に関与し、又は企業からの相談に応ずることができるよう、標準関連業務を標榜業務として弁理士法に規定することとした。【改正弁理士法第4条第3項】

（２）施行状況

以下の調査は平成 31 年 1 月 7 日～2 月 6 日（改正法の施行日の約 5 ヶ月前）に行われたものであるが、施行後も状況に大きな変化はないと考えられる。

①弁理士の取扱業務

弁理士に対して現在の取扱業務²を調査したところ、5.1%が不正競争（技術上のデータ保護）に関する業務を、4.5%が標準化関連業務を行っていると回答している。

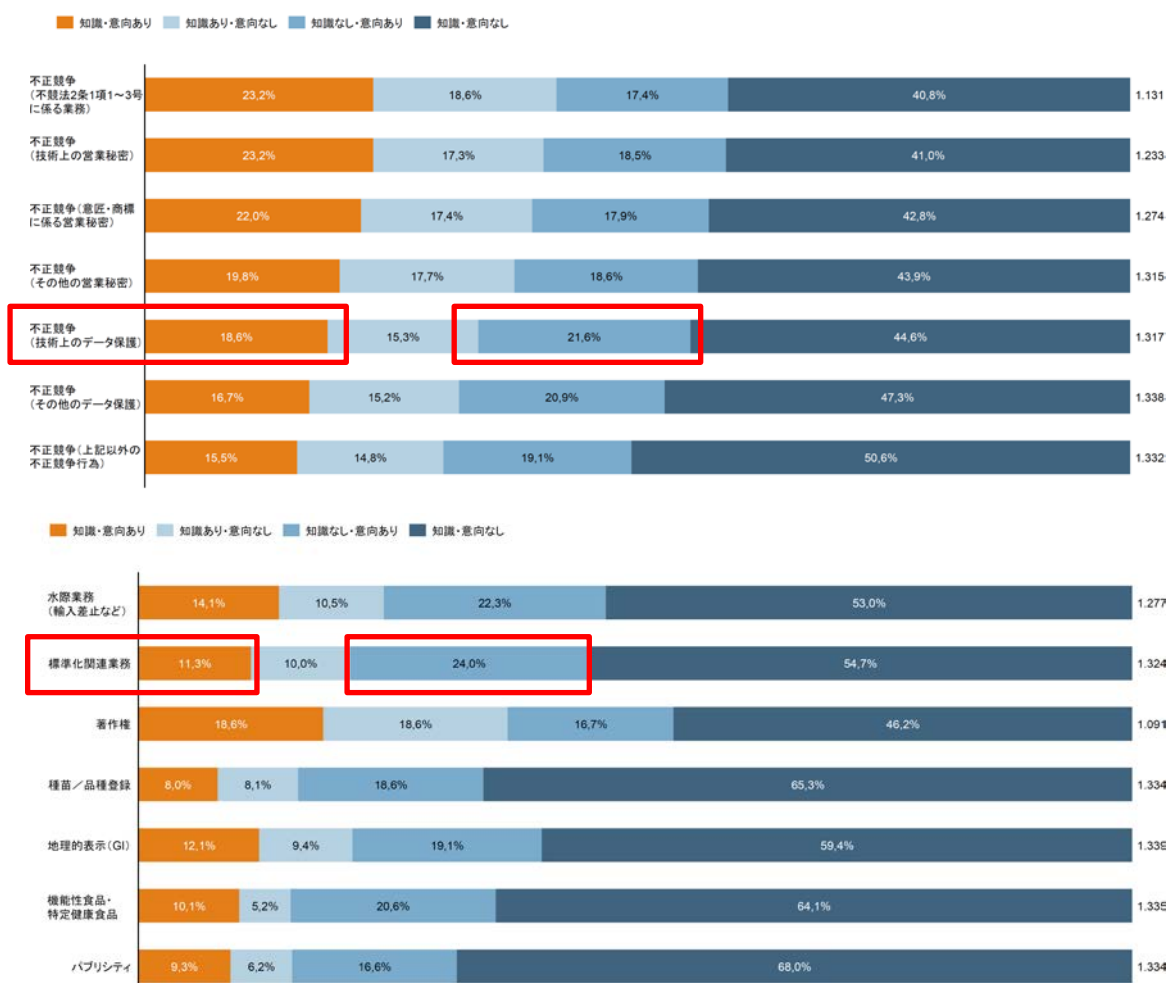


※日本弁理士会調べ（平成 31 年 2 月、n=1,387）

² 特許庁調査（令和 2 年 5 月、n=181）によると、弁理士の主たる得意領域は、0.6%がデータ保護、0.6%が技術標準。

②弁理士の知識と業務を行う意向の有無

弁理士に対して、現在取り扱っていない業務に関し、知識と今後業務を行う意向の有無について調査したところ、約 40%がデータ関連業務を行う意向があると回答している。また、約 35%が標準化関連業務を行う意向があると回答している。

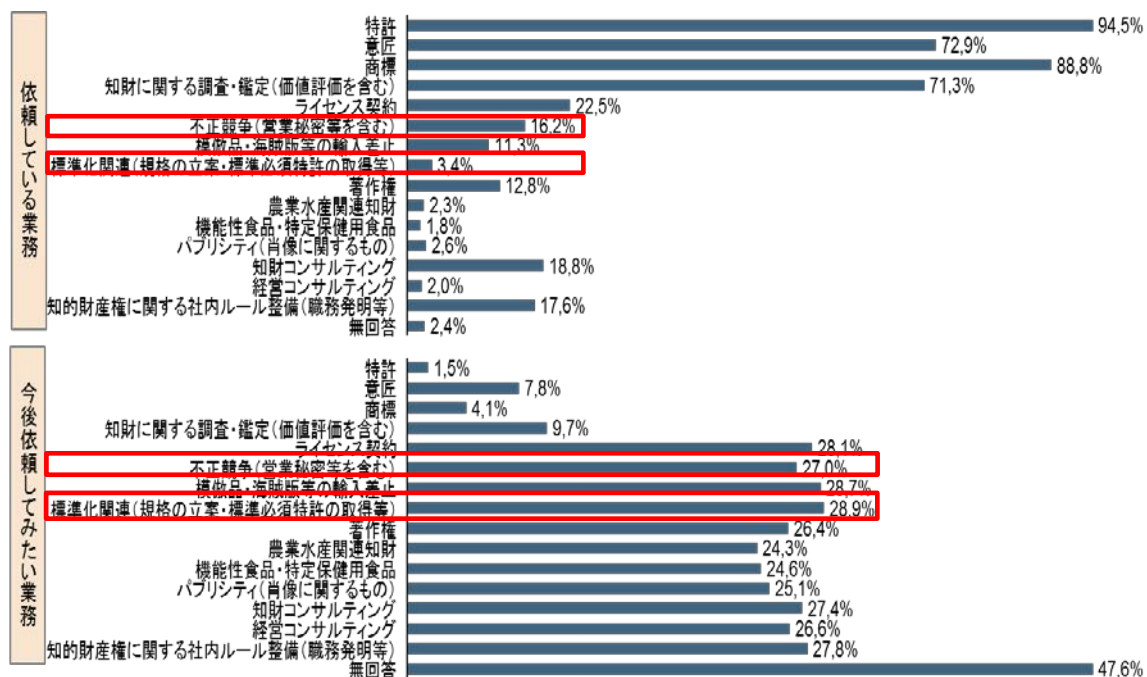


※日本弁理士会調べ（平成 31 年 2 月、n=1,387）

③企業が弁理士に現在依頼している業務と今後依頼したい業務

企業に対して、弁理士に現在依頼している業務と今後依頼してみたい業務を調査したところ、データを含む不正競争関連については、16.2%が現在依頼しており、27.0%が今後依頼したいと考えている。また、標準化関連については、3.4%が現在依頼しており、28.9%が今後依頼したいと考えている。

資料 3



※日本弁理士会調べ（平成 31 年 2 月、n=1,853）